

滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第5号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) ハラスメントを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならないこととします。（別表第1関係）
- (2) 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための必要な措置を講じなければならないこととします。（別表第1関係）
- (3) 避難および消火に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。（別表第1関係）
- (4) 感染症または非常災害の発生時において、入所者等に対する処遇を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、必要な措置を講じなければならないこととします。（別表第1関係）
- (5) 保護施設の設備、職員、会計および入所者等の処遇の状況を明らかにする記録ならびに救護施設および更生施設の入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録について、電磁的記録により行うことができるものとします。（別表第1および別表第2関係）
- (6) その他
 - ア この条例は、令和3年8月1日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 および2 省略</p> <p>3 職員</p> <p>（1）および（2）省略</p> <p>（新設）</p> <p>4 省略</p> <p>5 衛生管理</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）設置者は、当該保護施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めること。</u></p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 および2 省略</p> <p>3 職員</p> <p>（1）および（2）省略</p> <p><u>（3）設置者は、入所者等に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 衛生管理</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）設置者は、当該保護施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>ア 当該保護施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を用いて行</u></p>

6 非常災害対策

(1)および(2) 省略

(3) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(新設)

うことができる。

イ 当該保護施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

6 非常災害対策

(1)および(2) 省略

(3) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

7 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者等に対する処遇を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 設置者は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 設置者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

7 設置者は、設備、職員、会計および入所者等の処遇の状況を明らかにする記録を整備すること。

8 秘密保持 省略

9 苦情への対応 省略

別表第2（第3条関係）

1から3まで 省略

4 設置者は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第16条の2に規定する給付金（以下この項において「給付金」という。）として支払を受けた金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「金銭」という。）を次に掲げるところにより管理すること。

(1)および(2) 省略

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 省略

5から7まで 省略

8 設置者は、設備、職員、会計および入所者等の処遇の状況を明らかにする記録を整備すること。この場合において、当該記録の整備は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。別表第2第4項第3号において同じ。）により行うことができる。

9 秘密保持 省略

10 苦情への対応 省略

別表第2（第3条関係）

1から3まで 省略

4 設置者は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第16条の2に規定する給付金（以下この項において「給付金」という。）として支払を受けた金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「金銭」という。）を次に掲げるところにより管理すること。

(1)および(2) 省略

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。この場合において、当該記録の整備は、電磁的記録により行うことができる。

(4) 省略

5から7まで 省略

別表第3から別表第5まで 省略

別表第3から別表第5まで 省略